

平成26年度国家公務員倫理審査会政策評価実施計画

国家公務員倫理審査会決定

平成26年4月21日

国家公務員倫理審査会は、平成26年度に評価の対象とする政策並びに当該政策ごとの政策目標及び具体的な取組内容について、次のように定める。

1 職員の倫理意識の涵養及び倫理的な組織風土・環境の構築

《政策目標》

- (1) 倫理法・倫理規程の内容に限らず、広い意味での公務員倫理を取り上げるなど、公務員倫理に関する研修（幹部職員を対象とするものを含む。）の在り方の検討、定期的・計画的な倫理研修の実施の促進等を通じ、職員の倫理意識を涵養する。
- (2) また、通報制度の活用や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。

《具体的な取組内容》

- (1) 平成25年度の政策評価で、参加者がより一層危機感を持ち、かつ、身近に感じられるような研修教材の充実・活用を行いながら、倫理制度説明会、公務員倫理セミナー等の一層の充実を図ることとされたことを踏まえた取組を進める必要がある。そのため、
 - a) ケーススタディ用DVD研修教材（Vol.9）の開発・配付
 - b) 事例集の改訂・配付
 - c) 一般職員用自習研修教材の改訂・配付
 - d) 倫理制度説明会、公務員倫理セミナーや倫理週間における各種取組の充実などを行う。
- (2) 平成25年度の政策評価における職員に対する通報窓口の一層の周知が必要との有識者の意見を踏まえ、倫理的な組織風土・環境の構築のため、各府省等及び倫理審査会の通報窓口の両方に関する周知の徹底（各府省イントラネットや研修の活用等）による活用の推進を行うとともに、外部通報窓口の設置の推進など通報制度の一層の整備等を行う。

【測定指標】

- (1) 倫理制度説明会受講者の理解度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア80点以上）
- (2) 公務員倫理セミナー受講者の満足度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア80点以上）
- (3) 国家公務員倫理週間における講演会の満足度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア80点以上）
- (4) 職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の通報窓口を知っていたとする職員の割合80%以上
- (5) 職員を対象とするアンケートの結果において、倫理法等違反行為を発見した場合に通報しようと思うとする職員の割合80%以上
- (6) 外部通報窓口を設置している府省等の割合90%以上

2 不祥事への厳正な対応

《政策目標》

各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事

例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。

《具体的な取組内容》

事案処理の際の各府省への助言、調査・懲戒手続等に関する各府省対象の会議（年1回）や説明会の開催（10か所）、懲戒処分事例集の作成・配付等を行う。

【測定指標】

- ・ 全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合80%以上

- ※ アンケート結果（4段階評価）を点数化したスコアの計算方法
回答者中最上位の評価→100点、2番目の評価→約66.7点、3番目の評価→約33.3点、最低の評価→0点として平均値を算出